

令和4年度に新たに住民税均等割非課税となった世帯などに対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）を支給します。

令和3年度臨時特別給付金の対象世帯で申請されなかった世帯や辞退した世帯、令和3年度に支給した世帯は対象外です。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金

対象者と申請方法

対象者	手続き
① 世帯全員が令和4年6月1日時点で人吉市に住民票があり、令和4年度住民税均等割が非課税の世帯	市から確認書が届きます。 内容を確認し必要事項を記入して、返信用封筒で返信するか市福祉課臨時特別給付金推進室（市役所1階7番窓口）に提出してください。
② 令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯（家計急変世帯）	窓口での申請が必要です。 申請期限 9月30日（金） ※土・日曜、祝日を除く 必要書類 ●申請者・請求者本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなどのコピー） ●受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカードのコピー）
③ 令和4年度住民税均等割が非課税で、令和3年12月11日以降に転入した世帯員がいる世帯	対象者② 令和4年1月以降の収入が確認できるもの（給与明細書など） 対象者③ 令和4年1月1日に住んでいた市区町村が発行する「令和4年度住民税非課税証明書」のコピー（令和4年1月1日に人吉市に住所がある人を除く）

※令和4年度住民税均等割が非課税相当で、令和4年度住民税が未申告の世帯員などがある世帯は、まずは令和4年1月1日に住んでいた市区町村の課税担当部署で申告をしてください。要件を満たす場合は、支給対象になります。

問合せ 市福祉課臨時特別給付金推進室（☎22-2111 内線1251）

就業構造基本調査にご協力ください

就業構造基本調査は、国が実施する調査のうち、統計法で特に重要なものとされる「基幹統計調査」として、5年に1度実施される調査です。国民の就業・不就業の状態を調査するもので、全国と地域別の就業構造についての基礎資料を得ることを目的として、雇用政策や経済政策などに生かされています。

9月上旬から、調査員が調査対象世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いします。



年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い人の生活を支援するために、年金に上乗せして支給す

るものです。年金と同様に2カ月ごとに支給されます。対象者

■老齢基礎年金を受給している人
次の要件を全て満たしている必要があります。
・65歳以上である
・世帯員全員が市町村民税非課税となっている
・前年の年金収入額とその他所得額の合計が88万1200円以下である

■障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している人
次の要件を全て満たしている必要があります。
・前年の所得額が約472万1千円以下である
新たに給付金の支給対象となる人には、請求書が送られます。

支給要件を満たしている人は、2年目以降の手続きが原則不要です。

問合せ 給付金専用ダイヤル（☎0570・05・4092）、八代年金事務所（☎0965・35・6123）
※自動音声受付①↓②、市市民課国保年金係

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続き

入院や外来での医療費が高額になる場合は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、医療費や入院時の食事代の自己負担額が減額されます。

■国民健康保険加入者で認定証をお持ちの人
更新が必要な場合は、必ず8月中に手続きをお願いします。保険証と本人確認書類（運転免許証など顔写真付きのもの）をお持ちください。

■入院予定や入院中、外来で高額な医療費を支払われている人
認定証を持っていない場合はお問い合わせください。

※保険税の滞納がある人は、認定証が発行できない場合があります。

特定健診のみなし健診をご存じですか？

市では、40歳から74歳以下の国民健康保険に加入している人を対象に特定健診を実施しています。

児童扶養手当の現況届を提出してください

毎年8月は、「児童扶養手当現況届」の提出月です。対象者には、市福祉課から提出書類を郵送しますので、8月31日(水)までに現況届を提出してください。提出がない場合は、9月以降の支給を差し止めます。現況届を2年間提出しない場合は支給資格がなくなりますのでご注意ください。

6月に一部支給停止除外届の通知が届いた人は、現況届と一緒に必ず提出してください。期限内に提出がない場合は、手当が半額になります。婚姻、住所変更などがあつた場合は必ず市福祉課に届け出てください。

問合せ 市福祉課児童福祉係

お墓をきれいに ごみは持ち帰りましょう

お墓の周辺に、古い供花や花の包み紙、お供え物のごみとなって散乱したり、お供え物を目当てにカラスが集まったりすることがあります。ごみが自然になくなることはありません。お参りが済んだら

お供え物とごみは持ち帰るようにして、お墓とその周りをきれいに保ちましょう。

精霊流しをするときは舟を回収してください

人吉球磨地域には、お盆に帰ってこられた先祖の霊を、精霊舟を流して送る習わしがあります。しかし、球磨川に流した精霊舟は、下流で回収されず放置されたり、舟に乗せたお供え物が腐って悪臭を放つたりなど、危険で不衛生な状況が発生しています。精霊流しを行うときは舟を回収し、先祖から受け継いだ球磨川をきれいに保つていきましょう。

問合せ 八代河川国道事務所 人吉出張所（☎22・3244）



職場の健診を受けている人や、病院で定期的な検査を受けている人は、その検査結果を市へ提供してもらうことで、特定健診を受けたとみなす「みなし健診（情報提供事業）」があります。ぜひご利用ください。みなし健診に必要な健診項目など、詳しくはかかりつけの医療機関にお尋ねください。

問合せ 市防災課防災係

防災行政無線を使った訓練を行います

地震や武力攻撃などの発生に備え、8月10日(水)に全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達試験が行われます。当日は、午前11時ごろに防災行政無線から訓練放送します。

※気象・地震活動の状況などで、中止されることがあります。

訓練放送内容

☎(チャイム) 「これは、Jアラートのテストです」×3回
☎(チャイム) 「こちらは、防災人吉市です」
問合せ 市防災課防災係

